

農業経営基盤の強化の促進に 関する基本的な構想

平成 17 年 4 月

(最新改正：令和 5 年 10 月)

阿 賀 野 市

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	P 1
1	農業の概要	
2	農業構造の現状	
3	農業構造の見通し	
4	農業振興の推進方針	
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	
6	農業の推進体制	
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本指標	P 6
1	農業経営の指標	
2	経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の種類ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経 営の指標	P 9
第3	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関 する事項	P 9
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関す る目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	P 10
1	農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し	
2	農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン	
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	P 12
1	利用権設定等促進事業等に関する事項	
2	農地利用集積円滑化事業に関する事項	
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基 準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
4	農業協同組合が行う農作業の受委託のあっせんの促進その他の委託を受け て行う農作業の実施の促進に関する事項	
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関 する事項	
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
第6	その他	P 27
別紙1		P 28
別紙2		P 29

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の概要

阿賀野市は、安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村の2町2村が合併し、新潟県21番目の市として平成16年4月1日に誕生した。

東側に五頭連峰、西側には、市名となった阿賀野川が南東から北西方向へ大きく弧を描くように悠然と流れており、北側は福島潟と隣接している。

農業は、水稲が中心であり、北部は湿田が多く、畑作にはあまり適さない耕地条件である。南部は阿賀野川の沖積扇状地で乾田の多い地域であるが、豊富な水量を誇る阿賀野川を利用して、二大幹線水路をはじめほぼ全域に用水路が整備されており、広大な越後平野の穀倉地帯の一角をなしている。

水稲以外では、数量的に決して多いとはいえないものの、柿、切花、鉢花等があり、椎茸等の林産物もある。南部は酪農が盛んであり、安田地域は新潟県酪農の発祥の地となっている。

近年は転作田を利用した大豆やそば等の作付けも増加し、農産加工にも取り組んでいる。

また、笹神地域では、首都圏生協との交流が定着している。

2 農業構造の現状

阿賀野市の農業は稲作を主体としており、主にコシヒカリを中心に作付けられているが、近年離農の増加により農地の集積が進んでおり経営規模が拡大している農業者は、早生品種や非主食用米を導入するなど、作期の分散により経営規模の拡大を図っている。また、一部の農家では経営発展を図るため、花きや野菜などの園芸にも取り組んでいる。

安田地区は新潟県酪農発祥の地として、水稲のほか酪農を中心に畜産が営まれてきているが、稲WC Sや堆肥の利用拡大により更なる耕畜連携の強化を進めている。また、笹神地区では、資源循環型の土づくりと減農薬減化学肥料栽培の水稲を地域ぐるみで取り組み、約40年に渡って首都圏生協へ米の供給を継続しているほか、近年は枝豆の生産拡大による産地化を目指している。

本市の国道290号沿い等の山手の地区は、小区画ほ場で水利や農道条件が悪いことから後継者が育ちにくく農業従事者の高齢化及び減少に伴い、担い手の確保とともに農地の遊休化が懸念されている。

いずれの地区においても、農地の資産的保有傾向が強く規模拡大志向農家への顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近では兼業農家の高齢化が進み、機械・施設の更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進んできている。

3 農業構造の見通し

今後稲作においては、需給動向を踏まえた計画的な生産と農地の流動化、生産の組織化などを通じてコストの低減、消費者のニーズを掴み信頼される品質、栽培方法を確立する必要がある。また、園芸については、産地体質の強化と新品目の導入、ブランド品目の品質向上を図りつつ、担い手を中心に施設園芸の産地化を推進していく必要がある。併せて、水田農業の高収益化の確立と水田を有効活用した大豆等の本格的生産の定着を図る。

また、農業生産の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

このような農業構造の現状及び見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（目標令和8年度）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとし、具体的な指標は阿賀野市内において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

4 農業振興の推進方針

阿賀野市は、将来の阿賀野市農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市、農業協同組合、農業委員会、農業普及指導センター、認定方針作成者等が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うため、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行ない地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している阿賀野市農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、農地中間管理事業による面的にまとまった形で貸し付ける等の活動については、農業委員会と連携・調整を図りつつ実施する。

これらの農地の流動化に関しては、集団的土地利用など土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が集積されるよう努める。

遊休農地及び今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画（以下単に「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行なう。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業機械銀行等と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業の受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、普及指導センターの指導の下に、既存園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を促進する。

また、生産組織は効率的な生産単位を形成する上で、重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーター育成、受委託の促進を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営者と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸政策に基づく農業経営の基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととし、意欲があると認められる農業者は認定農業者への誘導を行う。

特に法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度及び法第 14 条の 4 の青年等就農計画の

認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者及び認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者及び認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、阿賀野市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

更に地域の面的な広がりを対象とした各種事業の実施に当たっても、当該地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

阿賀野市は、多発する自然災害や資材等の価格高騰、新型コロナウイルス感染症などによる影響、国を挙げたDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、持続可能な開発目標（SDGs）や食料安全保障に対する関心の高まり等により大きく変化している農業を巡る諸情勢の変化に的確に対応するため、阿賀野市水田収益力強化ビジョンを作成し将来の目標を設定しながら、認定農業者等経営体の確保・育成、それらへの農地利用集積を一層加速するとともに、それぞれの地域の実態に即して、経営体に加え集落営農組織や数集落の範囲の営農組織などの多様な担い手を中心とした効率的な営農制度（地域農業システム）の確立を進めていく。また、経営の体質強化に向けて、需要に応じた米生産、米に続く新たな経営の柱としての園芸生産の導入・拡大、他産業と連携した6次産業化、スマート農業の導入、阿賀野市産農産物の付加価値向上、グリーンツーリズムの取組などを進めるとともに、農産物のトレーサビリティシステムを構築し、消費者へ安全で安心な農産物の供給を図る。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

阿賀野市の令和4年の新規就農者（雇用就農含む）は3人であったが、過去3年間では平均6人のほぼ横ばいの状況となっている。本市農業の持続的発展のため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、阿賀野市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や新潟県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標を踏まえ、阿賀野市においては年間8人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を毎年度2法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

阿賀野市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の8割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得320万円程度）を目標とする。

ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、主たる従事者1人当たり年間所得の概ね5割を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた阿賀野市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業普及指導センターや農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

6 農業の推進体制

阿賀野市は、農業委員会、農業協同組合、認定方針作成者等で構成する阿賀野市農業再生協議会のもとで、認定農業者及び認定新規就農者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支店単位の研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる発展に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に阿賀野市で展開している優良事例を踏まえつつ、阿賀野市における主要な営農類型を示すと次のとおりである。

1 農業経営の指標

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式
水稲単作 【従事者数 2人】	〈作付面積〉 主食用米 9.0ha 非主食用米 6.0ha 〈経営面積〉 15.0ha	〈資本装備等〉 ・トラクター(34ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・コンバイン(4条) 1台 ・乾燥機(60石) 1台 ・作業場(50坪) 1棟 ・パイプハウス(50坪) 3棟 ・トラック(軽) 1台
水稲+野菜 【従事者数 2人】	〈作付面積〉 主食用米 6.0ha 非主食用米 3.6ha ねぎ 20a さといも 20a 〈経営面積〉 10.0ha	〈資本装備等〉 ・トラクター(31ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・乾燥機(50石) 1台 ・作業場(35坪) 1棟 ・パイプハウス(50坪) 2棟 ・トラック(軽) 1台
水稲+野菜 【従事者数 2人】	〈作付面積〉 主食用米 6.0ha 非主食用米 3.9ha いちご 10a 〈経営面積〉 10.0ha	〈資本装備等〉 ・トラクター(31ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・乾燥機(50石) 1台 ・作業場(35坪) 1棟 ・パイプハウス(50坪) 2棟 ・トラック(軽) 1台 ・高設パイプハウス(100坪) 2棟
水稲+花き 【従事者数 2人】	〈作付面積〉 主食用米 6.0ha 非主食用米 3.9ha チューリップ切り花 10a 〈経営面積〉 10.0ha	〈資本装備等〉 ・トラクター(31ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・乾燥機(50石) 1台 ・作業場(35坪) 1棟 ・パイプハウス(50坪) 2棟 ・トラック(軽) 1台

営農類型	経営規模	生産方式
水稲+花き 【従事者数 2人】	〈作付面積〉 主食用米 6.0ha 非主食用米 3.7ha ユリ切り花 30a 〈経営面積〉 10.0ha	〈資本装備等〉 ・トラクター(31ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・乾燥機(50石) 1台 ・作業場(35坪) 1棟 ・パイプハウス(50坪) 2棟 ・トラック(軽) 1台
水稲+花き 【従事者数 2人】	〈作付面積〉 主食用米 6.0ha 非主食用米 2.8ha キク切り花 60a キク苗床 5a 〈経営面積〉 9.5ha	〈資本装備等〉 ・トラクター(31ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・乾燥機(50石) 1台 ・作業場(35坪) 1棟 ・パイプハウス(50坪) 2棟 ・トラック(軽) 1台
水稲+しいたけ 【従事者数 2人】	〈作付面積〉 主食用米 4.7ha 非主食用米 3.1ha しいたけ 0.12ha 18,000本 〈経営面積〉 8.0ha	〈資本装備等〉 ・トラクター(27ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・乾燥機(40石) 1台 ・作業場(30坪) 1棟 ・パイプハウス(50坪) 4棟 ・トラック(軽) 1台
酪農+水稲 【従事者数 2人】	〈飼養頭数〉 乳用牛 45頭 〈作付面積〉 主食用米 2.0ha 飼料作物 4.0ha 〈経営面積〉 6.0ha	〈資本装備等〉 ・成牛舎 1棟 ・育成牛舎 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・収納舎 1棟 ・格納庫 1棟 ・作業場 1棟 ・トラクター 1台 ・ダンプカー 1台 ・送風機 10台

営農類型	経営規模	生産方式
肉用牛＋水稲 【従事者数 2人】	〈飼養頭数〉 肉用牛 80頭 〈作付面積〉 主食用米 4.8ha 非主食用米 3.2ha 〈経営面積〉 8.0ha	〈資本装備等〉 ・牛舎 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・ハウス牛舎 1棟 ・作業場(24坪) 1棟 ・トラクター(25ps) 1台 ・田植機 (5条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・トラック(軽、2t) 各1台 ・送風機 10台

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式
水稲＋大豆 【従事者数 4人】	〈作付面積〉 主食用米 32.5ha 非主食用米 7.5ha 大豆 10.0ha 〈経営面積〉 50.0ha	〈資本装備等〉 ・トラクター(33ps) 2台 ・田植機 (8条) 2台 ・コンバイン (5条) 2台 ・ライスセンター(75坪) 1棟 ・乾燥調整プラント 1式 ・パイプハウス(100坪) 5棟 ・トラック(2t) 2台 又は(軽) 4台 ・大豆調整機 1台 ・大豆コンバイン 1台

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

区分	内容
経営管理の方法	ア 経営体自ら農業経営改善計画を作成し、計画的な営農を実践 イ 家計部門を明確に区分し、農業部門だけで合理的・経済的な管理を行い複式簿記・青色申告を実施 ウ 経営企画力の向上により熟度を高め、法人化へ移行 エ 経営管理に関する専門家の活用や研修等への積極的な参加
農業従事の態様	ア 家族経営協定の締結による就業環境等の整備 イ 給料制、休日制の導入、社会保険の加入等、雇用条件の整備、福利厚生の上 ウ 労働負担の軽減を図るため、地域の労働力調整システム（ヘルパー等）を活用 エ 農作業環境・作業方法の改善

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

- 1 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の8割を確保できるような農業経営の規模とする。
- 2 ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

阿賀野市の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、阿賀野市農業が持続的に発展していくためには、生産性及び収益性が高く、効率的かつ安定的な経営を行う農業経営体を育成するとともに、新規就農者などの次世代を担う人材や、中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

このため、第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の地域農業の核となる担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、将来展望を持って経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業法人へ就業）しようとする青年等について、市内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、相談への対応や情報の提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域等における受入から定着のサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を行う。

さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施するとともに、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

2 市が主体的に行う取組

阿賀野市は、新たに就農しようとする者や農業を担う者を幅広く確保するため、関係機関と連携し、阿賀野市農業の魅力発信や就農相談対応等を行う。また、地域における就農希望者の受入体制の構築や働きやすい職場づくりの啓発などを進める。

就農を希望する青年等に対し、就農から定着・経営発展に必要な農業技術や経営等に関する研修を実施するとともに、地域の担い手として効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、認定新規就農者制度等の制度の活用を働きかける。

また、認定農業者の経営改善計画の達成、認定新規就農者の認定農業者への移行等、農業を担う者ごとにきめ細やかなサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等

阿賀野市全域において、農業経営者の高齢化等により、担い手不足が深刻化しているが、各地区において法人化等に取り組み、農地の集積・流動化が近年になって進んでいる。

また、個人経営の認定農業者へ農地は徐々に集積されてきているが、個人経営による規模拡大には限界があり、集落営農の組織化・法人化へ取り組むなど地域農業の受け入れ体制の強化が必要となっている。

(2) 今後の見通し

阿賀野市笹神地区の次郎丸地内・長起地内における標準区画 50 a のほ場整備が平成 18 年度に終了して以来、水田整備の取組みが進んでいなかったが、平成 25 年度に市内でも耕作条件の悪い水田について地元より強い要望を受け、中ノ通地区・堀耕東地区・滝沢地区・発久地区・勝屋地区が「ほ場整備モデル 5 地区」として事業を進めている。

ほ場整備を契機に担い手への農地集積・集約化や園芸の取組みが進んでおり、モデル 5 地区以降も新規地区の要望が増えている。モデル地区の完了を踏まえ、下里地区・関屋地区をはじめとする新規地区への取組みを促進する必要がある。

2 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン

(1) 農用地利用等の将来ビジョン

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、これらの経営体に対する農用地の利用集積を進める。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標等
令和 5 年度までに効率的かつ安定的な農業経営を営む者への集積を 90%

(6,300ha)程度まで進めることを目標とする。

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
90% (農地集積面積 6,300ha 程度)	

(注)「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については、耕起、代かき、田植、収穫、その他の作物については、耕起、播種、収穫及びこれに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積の目標である。

- 農用地の集約化に向けた目標

担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理機構を活用しながら、県、市、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

- 効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標

区 分	令和12年度
個別経営体	500 経営体
組織経営体	50 経営体
計	550 経営体

- (3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組

阿賀野市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させる。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

阿賀野市は、新潟県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、阿賀野市農業の地域特性、即ち、水稲単作、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特長を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業として積極的に取り組む。

阿賀野市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業に関する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

更に、阿賀野市は農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度について啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

また、意欲ある農業者の経営改善に効果的に結びつくよう、地域計画等による担い手の明確化と、地域住民の役割分担の下に、これらの担い手に対する農用地利用集積・集約化を図る。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業等に関する事項

(1) 法第18条の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

①地域計画推進事業

阿賀野市は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

②協議の場の設置方法

ア協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

地域計画の協議の場の開催については、農業者、市、農業委員、農業協同組合、土地改良区、県、その他の関係者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに調整し、広く周知する。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を農林課に設置する。

イ協議すべき事項

(ア) 地域計画の区域

(イ) (ア) の区域における農業の将来の在り方

(ウ) (イ) の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(エ) 農業者その他の(ア)の区域の関係者が(ウ)目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

なお、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

③地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

④その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

阿賀野市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

(2) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める賃借権又は使用貸借による権利を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利

用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者が農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいることとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登載されているものであること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に規定する農業経営を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する場合又は農地中間管理機構又は法第 7 条第 1 号に掲げる農地中間管理機構の事業の特例事業の実施によって利用権の設定を受ける場合又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借により権利の設定を受ける者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合における開発後の農用地を含む）のすべてを効率的に利用して

耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず、利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備える場合において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合又は農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(3) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法とその他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(4) 開発を伴う場合の措置

- ① 阿賀野市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 阿賀野市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(5) 農用地利用集積計画の策定期間

① 阿賀野市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

② 阿賀野市は、(5)の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 阿賀野市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(6) 要請及び申し出

① 阿賀野市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、阿賀野市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 阿賀野市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画にかかる地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③に定める申し出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする

(7) 農用地利用集積計画の作成

① 阿賀野市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、そ

の要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

- ② 阿賀野市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申し出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、阿賀野市は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 阿賀野市は、農用地利用集積計画において利用権の設定を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(8) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積用計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。)である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((1)の④に定めるものである場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件

⑦ 法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料（法人である場合には定款の写しを含む）を阿賀野市長に報告する旨

ア ①に規定する氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ ①に規定する者が賃貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響

オ 地域の農業における他の農業者との役割分担

カ ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に従事常時する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

⑧ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、その者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置

(エ) 賃貸借の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

(9) 同意

阿賀野市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が 20 年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について 2 分の 1 を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(10) 公告

阿賀野市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑧までに掲げる事項を阿賀野市の掲示板への掲示により公告する。

(1 1) 公告の効果

阿賀野市が(9)の規定による公告したときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転する。

(1 2) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(1 3) 紛争の処理

阿賀野市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努める。

(1 4) 農用地利用集積計画の取消し等

① 阿賀野市は、法第 19 条の公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき

② 阿賀野市は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9) 規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき

イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき

③ 阿賀野市は、②の取消しをした時は、農用地利用集積計画のうち法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市町村の広報に掲載すること等により行う。

④ なお、公告があったときは、②の取消しに係る賃借料又は使用貸借は解除されたものとみなされる。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあ

ると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等を働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業に関する事業

農地利用集積円滑化事業については、法の改正により、農地中間管理事業との統合が進められることになった。阿賀野市、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構は統合に向け調整を進めるとともに、統合までの移行期間中は、適切な運用を図るものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

阿賀野市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付け地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4項の認定申請書を阿賀野市に提出して農用地利用規程について阿賀野市の認定を受けることができる。

② 阿賀野市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規定が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規定で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 阿賀野市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公表する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認められるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第9条に掲げる要件に該当するものに限る。(以下「特定農業団体」という)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定において定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 阿賀野市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の受託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合は、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① 阿賀野市は、（５）の②の市の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行なう農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益を有する者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行なう認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行なうよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農

作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 阿賀野市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 阿賀野市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(公益社団法人新潟県農林公社)等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行なわれるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の受委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

阿賀野市は、地域計画の実現に当たって、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業委託、さらには利用権の設定等への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

阿賀野市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談

機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の5(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営む青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

県が県農林公社に設置した支援センター（以下、支援センター）や農業普及指導センター、農業協同組合などと連携しながら、随時、就農相談を受けるとともに市内での就農に向けた情報提供（研修、空家に関する情報等）を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営む青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

阿賀野市が主体となって新潟県農業大学校や農業普及指導センター、農業委員会、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回以上は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することがないように、地域計画の策定・実践に向けた取組を進めるなど、地域の話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために阿賀野市認定農業者会や北蒲原指導農業士会との交流の機会を設ける。また、農業経営改善計画・青年等就農計画認定審査協議会とも連携して直売所等への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる指導に限らず、農業協同組合等が運営する直売施設や令和4年度に開設された道の駅（農産物直売所）への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域で策定された地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農準備資金や経営開始資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については新潟県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業普及指導センター、農業協同組合、阿賀野市認定農業者会や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

阿賀野市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 阿賀野市は、県営ほ場整備事業、耕作条件改善事業等による農業生産基盤整備の促進、農道及び用排水路等の整備を推進し、カントリーエレベーター、ライスセンター、水稻育苗施設、堆肥センター、野菜集出荷施設等近代化施設を活用し効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 阿賀野市は地域水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって水稻作、転作を通ずる望ましい経営体の育成を図ることとする。特に大豆・牧草等土地利用型作物による面的な広がりでの転作を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見通しを通じて農用地の利用集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 阿賀野市は公共下水道事業、農業集落排水事業の推進や保健福祉、教育施設等の定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

エ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

阿賀野市は、農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、令和8年度にわたり第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団

体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、阿賀野市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本構想は、令和5年10月2日から施行する。

別紙1（第4の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
---- 法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。）以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
---- その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を混牧林として利用するため利用権の設定等を受ける場合
---- その土地を効率的に利用することができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
---- その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7項若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設用地として利用することができると認められること。
---- その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃貸借又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	⑤ 有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年以上（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年以上と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算出する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算出し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算出される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算出する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算出する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき阿賀野市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ	Iの④に同じ

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ	1. 作目ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「貸賃人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者とする。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>